



平成 27 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 京 セ ラ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 口 悟 郎  
(コード番号 6971 東証一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 常 務 青 木 昭 一  
( 経 理 財 務 本 部 長 )  
T E L . 0 7 5 ( 6 0 4 ) 3 5 0 0 ( 代 表 )

## 日本インター株式会社株券等（証券コード：6974）に対する

### 公開買付けの結果に関するお知らせ

京セラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 7 月 30 日開催の取締役会において、日本インター株式会社（東京証券取引所市場第二部、コード：6974、以下「対象者」といいます。）の普通株式、平成 22 年 6 月 10 日開催の対象者取締役会及び平成 22 年 6 月 30 日開催の対象者第 59 回定時株主総会決議に基づき発行された A 種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）、並びに平成 26 年 6 月 27 日開催の対象者第 63 回定時株主総会決議及び同日開催の対象者取締役会に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）及び平成 27 年 6 月 26 日開催の対象者第 64 回定時株主総会決議及び同日開催の対象者取締役会に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といい、第 2 回新株予約権と第 3 回新株予約権を併せて、「本新株予約権」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 27 年 7 月 31 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 27 年 8 月 28 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 京セラ株式会社  
所在地 京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

##### (2) 対象者の名称

日本インター株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ①普通株式
- ②本優先株式
- ③本新株予約権
  - (i) 第 2 回新株予約権
  - (ii) 第 3 回新株予約権

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
54,197,524株	54,197,524株	—

- (注1) 本優先株式に対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)の交付を請求できる取得請求権(以下「優先株式普通株式転換請求権」といいます。)が付されていることを考慮し、応募予定の本優先株式(9,121,148株)の全てを本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式(21,461,524株)に換算して買付予定数を計算しております。なお、優先株式普通株式転換請求権の対価として交付される対象者普通株式の数は、本優先株式の発行要項において、優先株式普通株式転換請求権の行使に係る本優先株式の数に、500円を乗じて得られる額を、取得価額で除することで算出されると規定されております(交付される対象者普通株式の数に1株に満たない端株があるときは、これを切り捨てるものとします。)。対象者が平成27年3月11日に公表した「当社A種優先株式の取得価額の修正に関するお知らせ」によれば、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間における取得価額は212.5円であり、本プレスリリースにおいては、当該取得価額を使用しています。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(54,197,524株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本優先株式に優先株式対象者普通株式転換請求権が付されていることを考慮し、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、応募された本優先株式の全てを本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式に換算して応募株券等の総数を計算します。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付け者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成27年6月29日に提出した対象者第64期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(65,500,686株)から同日現在の対象者の保有する対象者普通株式に係る自己株式数(927株)を控除した対象者普通株式数(65,499,759株)に、同日現在の本優先株式の数(9,507,349株)に係る優先株式普通株式転換請求権を考慮して、本優先株式の全てを本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式に換算した株式数(22,370,232株)を加算し、かつ、平成27年7月15日現在の本新株予約権(9,428個)の目的となる対象者普通株式数(942,800株)を加算した数(対象者普通株式に換算した株式数で合計88,812,791株)になります。
- (注6) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても、本公開買付けの対象としております。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成27年7月31日(金曜日)から平成27年8月28日(金曜日)まで(21営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は、平成27年9月10日(木曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金197円

本優先株式1株につき、金464円

第2回新株予約権1個につき、金1円

第3回新株予約権1個につき、金1円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(54,197,524株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(61,574,224株)が買付予定数の下限(54,197,524株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(54,197,524株)及び応募株券等の総数(61,574,224株)の計算においては、本優先株式につき優先株式普通株式転換請求権が付されていることを考慮して対象者普通株式に換算した株式数を使用しております。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)(以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成27年8月29日に本公開買付けの結果を報道機関に公表する予定です。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	普通株式 40,112,700株 優先株式 21,461,524株	普通株式 40,112,700株 優先株式 21,461,524株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	61,574,224株	61,574,224株
(潜在株券等の数の合計)	—	(21,461,524株)

(注) 応募された本優先株式(9,121,148株)について、優先株式普通株式転換請求権が付されていることを考慮して、本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式に換算した場合の数を記載しております。

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	615,742個	(買付け等後における株券等所有割合 69.33%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	654,833個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成27年8月13日に提出した第65期第1四半期報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式、本優先株式、本新株予約権も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成27年8月13日に提出した第65期第1四半期報告書に記載された平成27年8月13日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（66,025,686株）から同日現在の対象者の保有する対象者普通株式に係る自己株式数（927株）を控除した対象者普通株式数（66,024,759株）に、同日現在の本優先株式の数（9,379,849株）に係る優先株式普通株式転換請求権を考慮して、本優先株式の全てを本優先株式の発行要項に従って対象者普通株式に換算した株式数（22,070,232株）を加算し、かつ、平成27年8月13日現在の本新株予約権（7,178個）の目的となる対象者普通株式数（717,800株）を加算した数（対象者普通株式に換算した株式数で合計88,812,791株）に係る議決権数（888,127個）を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成27年9月4日（金曜日）

③ 決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。  
買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人である大和証券株式会社から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成27年7月30日付で公表した「日本インター株式会社株券等（証券コード：6974）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

京セラ株式会社 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上